



島根県報

平成24年9月11日（火）

第2,426号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		2
---------------------------------------------------------	--	---

告 示**島根県告示第511号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
嘉藤 充	株式会社 虹の手 訪問マッサージ浜山	あん摩マッサージ指圧	出雲市松寄下町434-1	平成24年7月2日
嘉藤 充	株式会社 虹の手 浜山はりきゅうマッサージ整骨院	あん摩マッサージ指圧	出雲市小山町333-1	平成24年7月2日
嘉藤 充	株式会社 虹の手 浜山はりきゅうマッサージ整骨院	柔道整復	出雲市小山町333-1	平成24年7月2日
内田 直寿	直整骨院	柔道整復	出雲市塩冶神前6丁目1-6	平成24年8月2日

島根県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
嘉藤 充	訪問マッサージ浜山	出雲市松寄下町434-1	平成24年7月1日
嘉藤 充	浜山はりきゅうマッサージ整骨院	出雲市小山町333-1	平成24年7月1日

島根県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成24年9月4日付けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成24年9月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,755
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 164,620
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

仁多選挙区	4,049
邑智選挙区	6,003
鹿足選挙区	4,344
隠岐選挙区	6,084
松江選挙区	55,759
浜田選挙区	16,314
出雲選挙区	46,733
益田選挙区	13,852
大田選挙区	10,764
安来選挙区	11,544
江津選挙区	7,137
雲南・飯石選挙区	13,327
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 164,620